

官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行业務に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口や手続等の行政情報に地域情報等を加えた市民向け情報誌（以下「市民べんり帳」という。）を発行するにあたり必要な事項を定める。

- 2 市民べんり帳は西宮市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「共同発行业務者」という。）が協働して発行する。

(規格等)

第2条 市民べんり帳には、市が提供する行政情報（以下「行政情報」という。）、共同発行业務者が編集した観光、歴史、産業、地図等の地域情報（以下「地域情報」という。）および企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民べんり帳の規格等については、別に定める「官民協働による『西宮市民べんり帳』共同発行业務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(共同発行业務者の募集)

第3条 共同発行业務者は、西宮市ホームページ等で公募する。

(共同発行业務者の参加申込み・資格)

第4条 共同発行业務者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、官民協働による西宮市民べんり帳共同発行业務に係る企画提案参加申込書（別記様式1）と、別に定める「官民協働による『西宮市民べんり帳』共同発行业務企画提案書募集要領」に提示する必要な書類を添えて、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない事業者であること。また、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号）第2条第1号から第3号に該当しないこと。

(選定委員会の設定)

第5条 「西宮市民べんり帳」作製における共同発行业務者の選定を行うため、「西宮市民べんり帳企画提案書選定委員会（以後、「選定委員会」という）」を置く。

- 2 選定委員会は、別表1をもって組織する。
- 3 委員長は、市長室長とする。委員長が欠席の場合は、政策総括室長が代理を務める。
- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 選定委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

- 7 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 選定委員会の庶務は、広報課において処理する。
- 9 選定委員会は、共同発行业事業者の選定が終了したときは、解散する。

(共同発行业事業者の選定)

第6条 市長は、第4条の規定による申込みがあったときは、この要領その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、共同発行业事業者（1者）を選定する。

- 2 選考審査は、選定委員会において行なう。
- 3 選定委員会では、企画提案書について提案者からのプレゼンテーションや書類審査等を行い、「官民協働による『西宮市民べんり帳』共同発行业事業 企画提案書募集要領」に定める審査項目に従い、企画提案内容の評価を採点方式により行なう。
- 4 最高点の評価を獲得した者を共同発行业事業者として選定し、最高得点を獲得した者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定するものとする。また、申込み者が1事業者のみの場合は、評価得点が基準を満たしていることをもって、その者を共同発行业事業者として決定する。
- 5 市長は前項の決定をしたときは、後日、申込者に対して結果を文書（別記様式2、3）で通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 前条により共同発行业事業者として決定された者は、市民べんり帳の共同発行业事業（編集、発行および配布）に係る協定を市と締結する。

- 2 共同発行业事業者は、市と協定を締結する際、市に対して誓約書（別記様式4）を提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 市民べんり帳の編集、発行および配布に係る費用は、共同発行业事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

(原稿の作成および審査)

第9条 共同発行业事業者は、市より提供された行政情報を編集し市民べんり帳に掲載する。

- 2 共同発行业事業者は、市民べんり帳に掲載する広告を募集するものとする。広告掲載にあたっては、「西宮市広告掲載要領」及び「西宮市広告掲載基準」を遵守するとともに、広告依頼者から市に対する誓約書（別記様式5）を取得しなければならない。
- 3 共同発行业事業者は、市民べんり帳の発行前に、印刷原稿（以下「原稿」という。）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 4 市長は、共同発行业事業者から原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査することとし、必要な場合は共同発行业事業者に原稿の修正を指示できるものとする。

(市民べんり帳の配布等)

- 第10条 共同発行业業者は、発行した西宮市民べんり帳を市内の全世帯・全事業者に配布することにより納入にかえるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。
- 2 共同発行业業者は、市民べんり帳の配布にあたり、別に定める「仕様書」に準拠すること。
 - 3 共同発行业業者は、市民べんり帳の電子データをPDFファイル等により市に納入するものとする。ファイル形式については、双方協議することとする。

(共同発行业業者の責務)

- 第11条 共同発行业業者は、市民べんり帳の発行に関する事項(行政情報の内容に係るものを除く。)のすべてについて、一切の責任を負うものとする。
- 2 共同発行业業者は、市民べんり帳への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、共同発行业業者または広告主の責任および負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰すべき場合はこの限りでない。

(広告等の掲載内容の変更および取り止め)

- 第12条 共同発行业業者が、市民べんり帳に掲載する広告または地域情報の内容を変更し、または取り止めようとする場合は、速やかに市長に申し出なければならない。
- 2 既に納入した市民べんり帳があるときは、市長と協議のうえ、共同発行业業者の責任において、速やかに対応するものとする。

(発行の取り消し)

- 第13条 市長は、共同発行业業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該共同発行业業者による市民べんり帳の発行を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により、共同発行业業者の決定を受けたとき。
 - 二 市長が指定する日までに市民べんり帳の原稿を提出しないとき。
 - 三 市長が指定する日までに市民べんり帳を納入しないとき。
 - 四 第9条に記す市長からの原稿修正に応じないとき。
- 2 市長は、前項の規定により市民べんり帳の発行の取り消しを決定したときは、事業者に通知するものとする。
 - 3 第1項第1号の事由により前項の取り消し決定を受けた共同発行业業者は、既に納入した市民べんり帳がある場合は、市長と協議のうえ、速やかに対応しなければならない。
 - 4 第1項の規定による取り消しにより生じた共同発行业業者の損害について、市は弁償しない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、市民べんり帳の発行に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

付則

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

付則

この要領は、平成29年10月12日から施行する。

付則

この要領は、令和元年11月20日から施行する。

別表1（第5条第2項関連）

西宮市民べんり帳企画提案書選定委員会 委員一覧

役 職	職 名
委員長	市長室長
委 員	政策総括室長
委 員	市民総括室長
委 員	産業文化総括室長
委 員	福祉総括室長
委 員	子供支援総括室長
委 員	環境総括室長
委 員	教育総括室長